

予防的支援推進とうきょうモデル事業の進捗について ~新保健施設等複合施設への移転に向けた児童虐待未然防止の取組~

背景

- 「新たな児童相談のあり方について」（令和2年12月東京都児童福祉審議会提言）
虐待通告を受けてから支援を開始する対症療法的な対応だけでは、事態の改善を図ることは困難である。
支援の必要な家庭を早期に支援へつなげ、虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が必要である。
- 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」
都はこの提言を踏まえ、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」をスタートした（実施期間は令和3年度から5年度までの3か年）。指定したモデル自治体に支援チームを設置し、支援の効果分析やエビデンスの蓄積を踏まえた取組を実施、検証しながら、支援方法の確立を目指すこととした。将来的には、都内全域へ展開することとしている（モデル自治体：大田区、渋谷区、調布市及び墨田区の4区市）。

事業概要

区は子育て支援総合センター内に支援チームを設置し、モデル事業の支援プログラムに基づいた事業を実施している。
家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭との信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を徹底する。

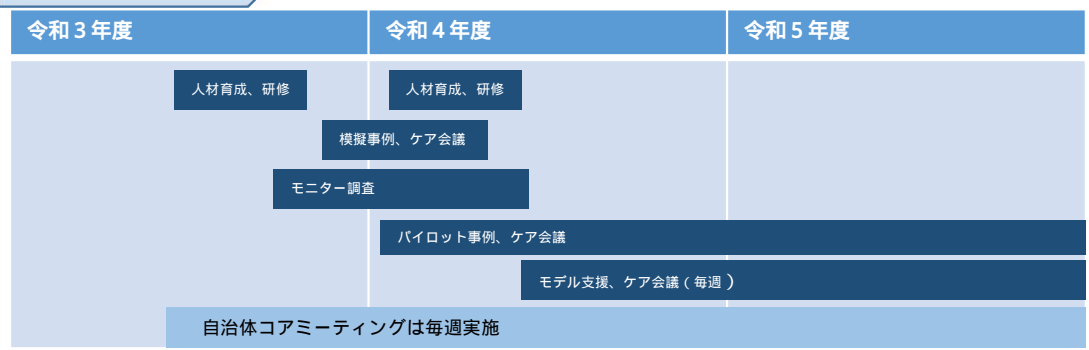
事業内容

- モデル自治体が統一的に取り組む予防的支援
子供家庭支援センター（子育て支援総合センター）及び母子保健部門（向島・本所保健センター）が一体となり、妊娠からきめ細やかなニーズ把握と支援を実施する。
支援対象及び期間：25歳以下の初産妊産婦の家庭を対象に妊娠届出時から産後1年まで支援を継続する。
- 支援体制（令和4年度）
子育て支援総合センター内に「子ども・家庭支援連携担当」を新設し、予防的支援の中核となる相談支援担当職員、心理職、保健師等の専門職を配置し、チームで予防的支援を実施する。
東京都児童相談所から児童福祉司及び児童心理司（併任・各1人）の派遣を受け、チームの一員として、本事業に参加している。
東京都が事業を委託する「公益財団法人東京都医学総合研究所」がデータ収集・効果測定を実施し、支援マニュアル及び人材育成研修プログラムを作成する。
- 要保護児童対策地域協議会の強化
東京都と協働し、支援を必要としている家庭のサインをいち早く察知し支援につなげられるよう、地域の関係機関の対応力向上を図るため、関係機関向け研修教材・研修プログラムを作成する。

関係機関の連携を深め、地域で家庭を支える仕組みをバージョンアップ



事業スケジュール



新保健施設等複合施設とモデル事業との関係

- 新保健施設等複合施設における子育て支援総合センター等の役割
新保健施設等複合施設では、要保護児童対策地域協議会事務局の調整機関を担う子育て支援総合センターを強化し、区保健所及び教育センターと連携し、子どもの最善の利益を図っていく。また、子育て支援総合センター（子ども家庭総合支援拠点【児童福祉法】）及び区保健所（子育て世代包括支援センター【母子保健法】）が一体となり、妊娠期からきめ細やかなニーズ把握、訪問支援等を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の確立を目指すものである。
- モデル事業との関係
モデル事業の「背景」、「概要」及び「事業内容」は、概ね、区として新保健施設等複合施設において区が取り組むべき事業のリーディングプロジェクトといえる内容であり、母子保健と一体的に実施する事業スキームは新保健施設等複合施設への移転に向けた連携強化につながる。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（令和6年4月1日施行予定）との関係
当該法律案では、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」が掲げられており、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関『こども家庭センター』の設置に努めることとされている（基礎的自治体の努力義務）。
このモデル事業における「子ども家庭総合支援拠点」の職員と「子育て世代包括支援センター」の保健師による「支援チーム」を、新保健施設等複合施設における『こども家庭センター』の設置モデルとして、保健衛生担当とも検討を進めていく。

